

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第1回沖永良部警察署協議会
会 議 日 時	令和6年7月12日 金曜日 午後3時30分から午後5時00分まで
会 議 場 所	沖永良部警察署会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下4人 2 警察署 署長以下9人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会のことば</p> <p>(2) 幹部紹介</p> <p>(3) 会長挨拶</p> <p>(4) 協議等</p> <p>ア 本年の鹿児島県警察の運営指針、運営重点、管内の治安情勢等の説明</p> <p>イ 意見・要望に対する回答及び措置経過</p> <p>ウ 速度取締りの指針について</p> <p>エ 令和6年度第2回署協議会の開催日程について</p> <p>(5) 閉会のことば</p> <p>2 委員からの意見・要望・質問等</p> <p>【委員】 管内における治安維持等への対応依頼について コロナウイルス感染症の流行が続いている状況ですが、旅行等の制限が緩和され、観光客の来島も増加傾向にあり、以前のように戻りつつあります。 このような中で、事件事故の未然防止のため、不特定多数の人々が集まる港、空港等、島の施設に対し、警察機関による巡回及び立会いを強化していただき地域の安全確保をお願いいたします。</p> <p>【地域課長】 沖永良部島に関しては、沖永良部空港、和泊港及び伊延港を立寄り所にそれぞれ指定し、計画的に立ち寄りや警戒をしています。 与論島に関しては、立寄り所の指定はしていませんが、与論空港及び与論茶花港に勤務員が立ち寄り、警戒をしています。 夏期になり、観光客の増加が予想されることから、管理者と連携しながら、立ち寄り、警戒を強化していく予定です。</p> <p>【委員】 商業施設の駐車場について 大型商業施設の駐車場について、お伺いいたします。 自動車の普及によりスーパーや大型商業施設が集客のために駐車場も一緒に併設して出店するケースが当たり前になってきておりますが、駐車場・駐車スペースの壁には注意書きで、「当店の駐車場における事故等については当店は一切の責任を負いません。」という旨の看板を掲げているのを目にします。 駐車場を見ると車両の一台一台が駐車できるように、白線を引いて、また縁石も置いてあるところもありますが、その中には商業施設によって、駐車スペースにもかかわらず白線を引いていない施設もあります。 自分の知人も駐車場での車同士の接触も目の当たりにしております。 また、利用者（買物客）である車のドライバーも90歳を超えた方もいると思います。 お店と利用者の双方のためにも白線を引いてもらいたいのですがいかがでしょうか。 加えて、テレビのニュース等で聞かれたこともあると思いますが、高齢ドライバーの運転によるアクセルとブレーキを踏み間違えて施設の建物に突っ込むような事故を起こさないためにも、駐車スペースには白線を引いて、建物のすぐ傍らには障害物ブロック等の緩衝材で施設を守れたらと思います。いかがでしょうか。</p> <p>【交通課長】 商業施設の駐車場は、個人所有の土地になりますので、警察から白線等の設置依頼は難しいと考えます。 しかし、商業施設の駐車場内での事故も発生していますので、個別の事故に対して、駐車場内の設備に起因する事故等であれば、管理者に事故防止のアドバイスを行っていきたくと思います。</p>	

【委員】 質問ですが、駐車場のところにある車止めのブロックは、アクセルを踏み間違えてしまうと乗り越えて突っ込んでしまうものですか。

【交通課長】

どのくらいのスピードからブロックを乗り越えてしまうかの実験はしたことはありませんが、乗り越えてしまうことはあると思います。

【委員】 商業施設の駐車場は、警察での管轄ではないとのことでしたが、商業施設の駐車スペースの規定等は御存じでしょうか。敷地の関係上だと思うのですが、狭いところもあれば人が入るスペースを囲ってあるものがあります。最近聞く話ですが、強風に煽られて隣の車にドアをぶつけてトラブルになることがあると聞きました。そのようなことがあるので、駐車スペースを広めにすることはできないかと管理者にアドバイスをすることはできませんか。

【交通課長】

管理者の方からアドバイスを求められた際は、こちらもアドバイスはしていきたいと思えます。しかし、あくまでも管理者が駐車場の白線を引くこととなりますので、警察から強制することは難しいです。

【委員】 別の質問ですが、駐車場で事故をしてしまった場合、警察に連絡をした方がよろしいのですか。

【署長】 人に怪我があれば人身事故、怪我がなければ物損事故で対応しますので警察に連絡をください。

【委員】 その事故の関係で、車が動いていない場合はどのようになりますか。例えば車のドアの開閉で強風に煽られて隣の車にぶつけてしまったときはどうなりますか。

【署長】 物損の事故となります。

【委員】 別の質問ですが、先週ドラッグストアモリの駐車場で当たり屋がいると聞きました。2人組の男性でそのときは運良く止まったと聞きましたが、車にぶつかってきて「動いてないぞ。こっちは。」と言ってそのまま逃げて行ったそうです。警察の方ではそのような通報は聞いていませんか。

【署長】 こちらではそのような通報はきていませんが、事故が発生した際は警察へ通報してください。事故の届出を出さないとお金を取ることもあると思われます。事故の届出を出すことで未然に防ぐことができます。

【委員】 電動車椅子の交通安全教室等について

- (1) 今年度、和泊町では電動車椅子の助成が行われています。
この事から電動車椅子の利用者が増えることが予想されます。
電動車椅子対象の交通安全教室も開催されていると聞いていますが、今年度の開催予定が決まっていたら、教えていただきたいです。
- (2) 新聞記事を見ました。住宅街の生活道路とありますが、いまいちピンときません。
具体的に教えていただきたいです。

【交通課長】

- (1) 本年の1月に与論幹部派出所において、交通安全母の会からの要望によりシニアカーを対象とした、交通安全教室を実施しています。
和泊町、知名町におきましては開催の要望等がないため実施していません。
また、各町の役場にも問い合わせたところ、特にシニアカーを対象とした交通安全教室は実施したことがないとのことでした。
今後は、老人会等からシニアカーの交通安全教室開催の要望があれば、積極的に実施していきたいと考えています。
- (2) 今回、質問がありましたのは、警察庁が住宅街の生活道路の最高速度を現行の60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げる方針を示したという新聞記事における住宅街の生活道路についてであります。
生活道路については、明確な定義は無いものの、警察庁が示すには、生活道路とは一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路であります。
今回の対象となる、住宅街の生活道路は、中央線や中央帯又はガードレール等の防護柵で、自動車の通行が往復の方向別に分離されていない一般道路が対象となっています。
このような道路は、歩道と車道の区別がない狭隘な道路が多く自動車を高速で走行させた場合には、交通の危険が生じるおそれがあります。
現在、速度を引下げとなる具体的な区域等はわかりませんが、速度規制が行われておらず、中央線等のない狭隘な道路が対象になると思われます。

【委員】 シニアカーのことですが、役場に問い合わせただいたということですが、役場で実施するということはないということですか。

【交通課長】

こちらでは「役場が実施するか。」は、確認していません。

【委員】 周りの方に聞くとシニアカーが道の真ん中を走っていることがあり、抜こうとすると寄ったり、元に戻ったりするのでどうにかならないかと思いました。また、シニアカーはどのような扱いになるのですか。

【交通課長】

シニアカーは歩行者の扱いになります。

【委員】 対向で車道を走っていたことがあったと聞いて、シニアカーを利用される方は、高齢の方が多く運転免許を一回も取ったことがない人が乗ることがあると思うので、交通安全教室を実施してから電動車椅子の助成をしてほしかったと思いました。交通安全教室については役場に要望を出してみようと思います。

3 令和6年度第2回署協議会の開催日程等

【委員】 「令和6年度第2回署協議会の開催日程」について協議をお願いします。

今回は11月頃を考えておりますが、開催日等について御意見がございましたら、お願いします。

【警務課長】

今回の「令和6年度第2回署協議会」は、前年度同様、本年11月頃を予定をして準備しながら日程調整を進めてまいります。

【委員】 開催日につきましては、事務局の方で調整をお願いします。

以上で協議事項につきましては、全て終了いたします。

備 考	協議会終了後、通常点検の見学を実施した。
-----	----------------------